



説明資料

(障害者福祉・障害者雇用)

平成30年5月23日

厚生労働省

社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課／
職業安定局 雇用開発部 障害者雇用対策課

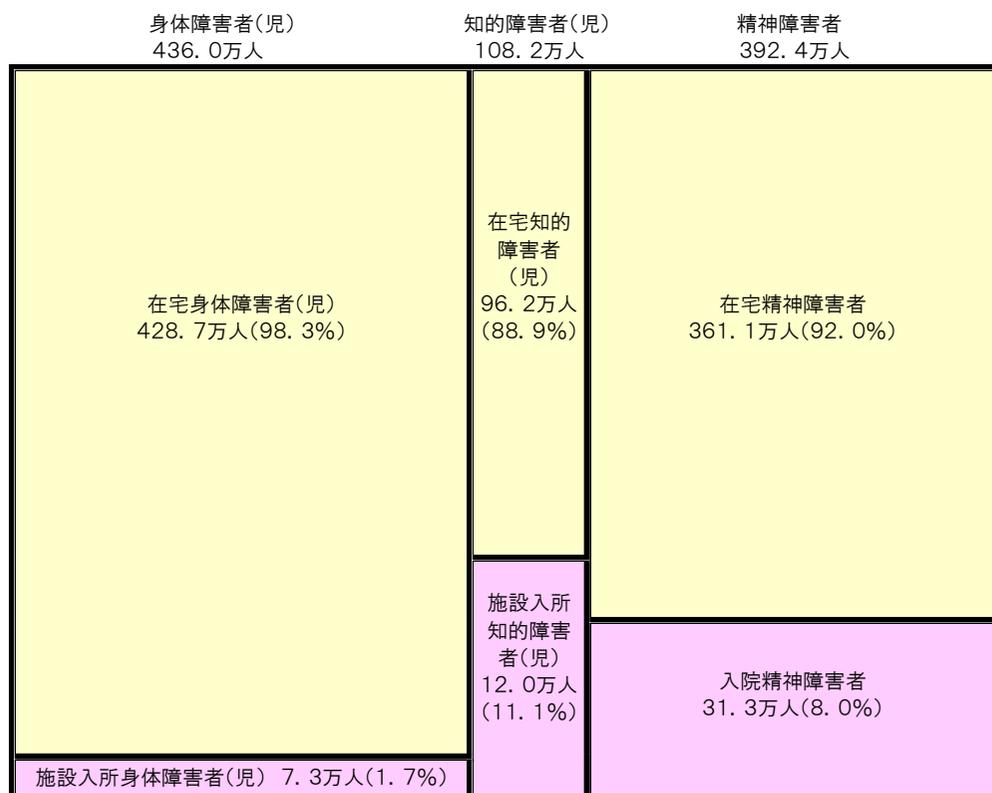
I 障害者の現状等について

障害者の数

- 障害者の総数は936.6万人であり、人口の約7.4%に相当。
- そのうち身体障害者は436.0万人、知的障害者は108.2万人、精神障害者は392.4万人。
- 障害者数全体は増加傾向にあり、また、在宅・通所の障害者は増加傾向となっている。

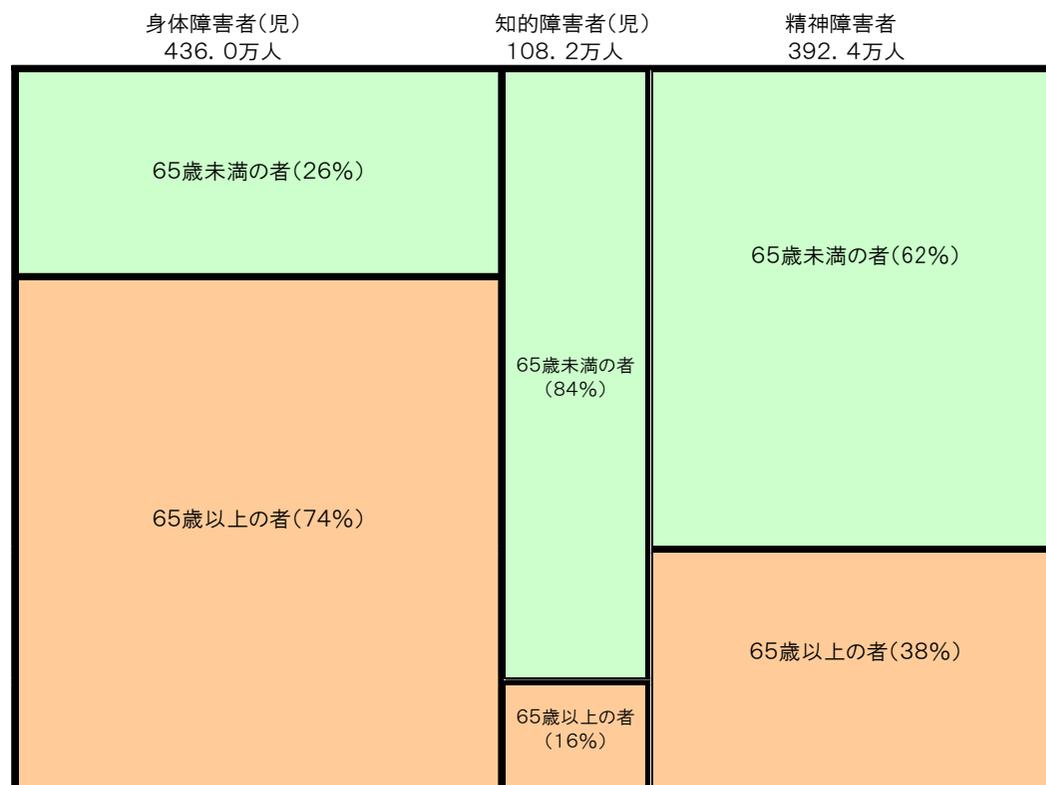
(在宅・施設別)

障害者総数 936.6万人(人口の約7.4%)
 うち在宅 886.0万人(94.6%)
 うち施設入所 50.6万人(5.4%)



(年齢別)

障害者総数 936.6万人(人口の約7.4%)
 うち65歳未満 48%
 うち65歳以上 52%



※身体障害者(児)及び知的障害者(児)数は平成28年(在宅)、平成27年(施設)の調査等、精神障害者数は平成26年の調査による推計。なお、身体障害者(児)には高齢者施設に入所している身体障害者は含まれていない。
 ※平成28年の調査における在宅身体障害者(児)及び在宅知的障害者(児)は鳥取県倉吉市を除いた数値である。
 ※在宅身体障害者(児)及び在宅知的障害者(児)は、障害者手帳所持者数の推計。障害者手帳非所持で、自立支援給付等(精神通院医療を除く。)を受けている者は19.4万人と推計されるが、障害種別が不明のため、上記には含まれていない。
 ※複数の障害種別に該当する者の重複があることから、障害者の総数は粗い推計である。

就労支援施策の対象となる障害者数／地域の流れ

障害者総数約937万人中、18歳～64歳の在宅者数約361万人

(内訳: 身体101万人、知的58万人、精神203万人)

一般就労への移行の現状

- ① 特別支援学校から一般企業への就職が約30.1% 就労系障害福祉サービスの利用が約30.2%
- ② 障害福祉サービスから一般企業への就職が年間1.3%(H15) → 4.3%(H28)
※就労移行支援からは25.1%(H28)

大学・専修学校への進学等

障害福祉サービス (就労系)

- ・就労移行支援 約 3.2万人
 - ・就労継続支援A型 約 6.6万人
 - ・就労継続支援B型 約22.4万人
- (平成29年3月)

就労系障害福祉サービスから一般就労への移行

1,288人 / H15	1.0
2,460人 / H18	1.9倍
3,293人 / H21	2.6倍
4,403人 / H22	3.4倍
5,675人 / H23	4.4倍
7,717人 / H24	6.0倍
10,001人 / H25	7.8倍
10,920人 / H26	8.5倍
11,928人 / H27	9.3倍
13,517人 / H28	10.5倍

企業等

雇用者数

約49.6万人

(平成29年6月1日)

*50人以上企業

ハローワークからの紹介就職件数

93,229件

※A型: 21,607件

(平成28年度)

12,844人/年

(うち就労系障害福祉サービス 6,434人)

777人/年

特別支援学校

卒業生21,292人(平成29年3月卒)

就職

就職 6,411人/年

障害者雇用の状況

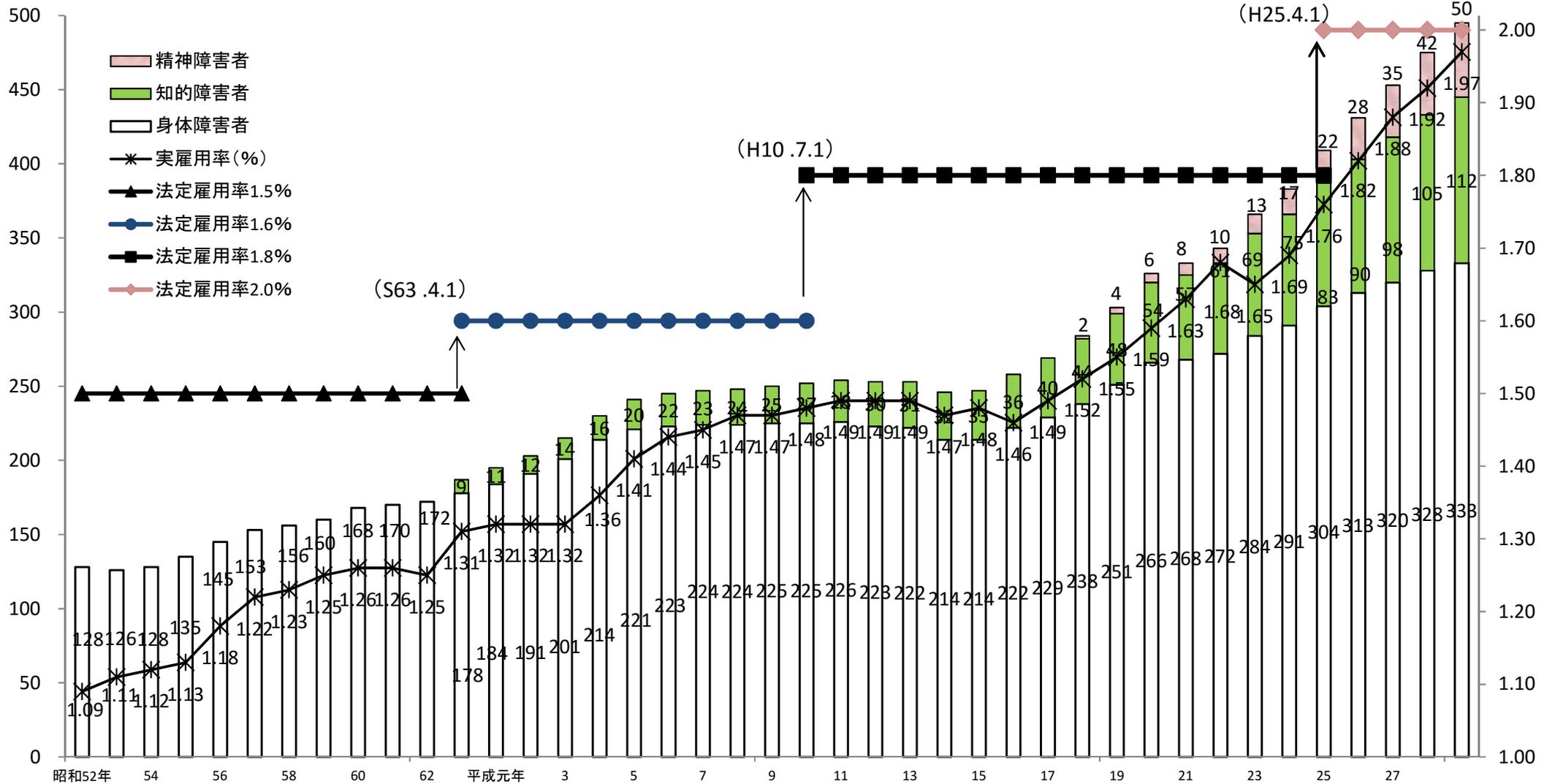
○ 民間企業の雇用状況

雇用者数 49.6万人 (身体障害者33.3万人、知的障害者11.2万人、精神障害者5.0万人)

実雇用率 1.97% 法定雇用率達成企業割合 50.0%

○ 雇用者数は14年連続で過去最高を更新。障害者雇用は着実に進展。

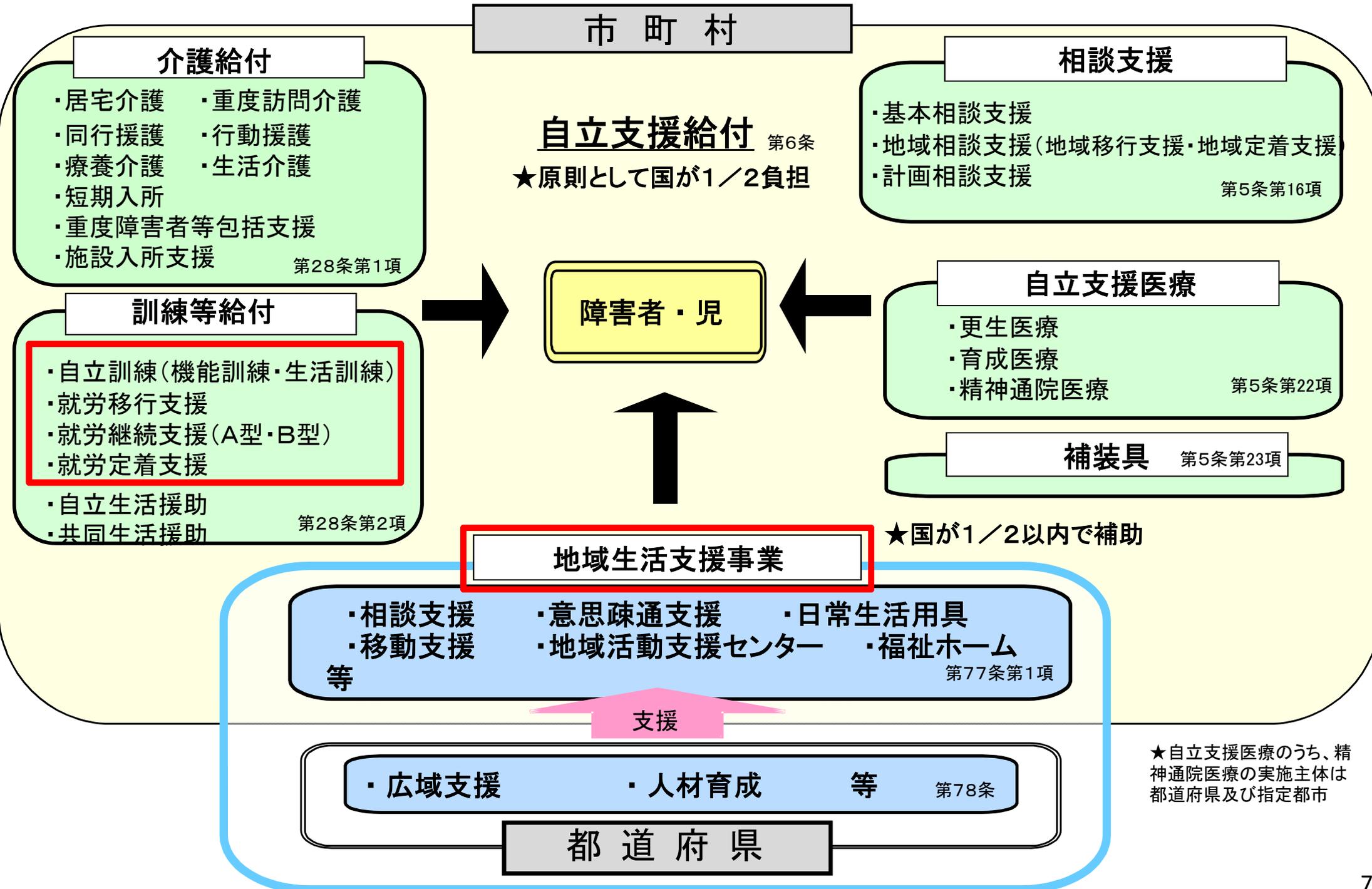
(平成29年6月1日現在)



Ⅱ 障害者福祉について①

(障 害 福 祉 サ ー ビ ス)

障害者総合支援法の給付・事業



(参考) 障害福祉サービス等の体系① (介護給付・訓練等給付)

		サービス名	利用者数	施設・事業所数
訪問系	居宅介護(ホームヘルプ)	者 児	174,625	19,948
	重度訪問介護	者	10,860	7,462
	同行援護	者 児	25,470	6,344
	行動援護	者 児	10,361	1,647
	重度障害者等包括支援	者 児	36	10
日中活動系	短期入所(ショートステイ)	者 児	52,482	4,624
	療養介護	者	20,257	251
	生活介護	者	276,345	9,964
施設系	施設入所支援	者	129,697	2,596
居住支援系	自立生活援助	者	— (H30.4 ~ 新規)	
	共同生活援助(グループホーム)	者	113,489	7,701
訓練系・就労系	自立訓練(機能訓練)	者	2,272	181
	自立訓練(生活訓練)	者	12,443	1,166
	就労移行支援	者	33,493	3,398
	就労継続支援(A型)	者	68,801	3,768
	就労継続支援(B型)	者	236,487	11,422
	就労定着支援	者	— (H30.4 ~ 新規)	
			介護給付	
			訓練等給付	

(注)1. 表中の「者」は「障害者」、「児」は「障害児」であり、利用できるサービスにマークを付している。2. 利用者数及び施設・事業所数は平成29年12月サービス提供分の国保連データ。

(参考) 障害福祉サービス等の体系② (障害児支援、相談支援に係る給付)

- ※ 障害児支援は、個別に利用の要否を判断(支援区分を認定する仕組みとなっていない)
- ※ 相談支援は、支援区分によらず利用の要否を判断(支援区分を利用要件としていない)

		サービス名	利用者数	施設・事業所数
障害児通所系	児童発達支援 <small>児</small>	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行う	100,483	5,569
	医療型児童発達支援 <small>児</small>	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、 集団生活への適応訓練などの支援及び治療を行う	2,374	98
	放課後等デイサービス <small>児</small>	授業の終了後又は休校日に、児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流促進などの支援を行う	176,230	11,565
障害児訪問系	居宅訪問型発達支援 <small>児</small>	重度の障害等により外出が著しく困難な障害児の居宅を訪問して発達支援を行う	— (H30.4 ~新規)	
	保育所等訪問支援 <small>児</small>	保育所、乳児院・児童養護施設等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行う	3,743	571
入所系 障害児	福祉型障害児入所施設 <small>児</small>	施設に入所している障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を行う	1,600	186
	医療型障害児入所施設 <small>児</small>	施設に入所又は指定医療機関に入院している障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与並びに治療を行う	2,081	187
相談支援系	計画相談支援 <small>者 児</small>	【サービス利用支援】 ・サービス申請に係る支給決定前にサービス等利用計画案を作成 ・支給決定後、事業者等と連絡調整等を行い、サービス等利用計画を作成 【継続利用支援】 ・サービス等の利用状況等の検証(モニタリング) ・事業所等と連絡調整、必要に応じて新たな支給決定等に係る申請の勧奨	129,477	7,740
	障害児相談支援 <small>児</small>	【障害児利用援助】 ・障害児通所支援の申請に係る給付決定の前に利用計画案を作成 ・給付決定後、事業者等と連絡調整等を行うとともに利用計画を作成 【継続障害児支援利用援助】	38,550	4,129
	地域移行支援 <small>者</small>	住居の確保等、地域での生活に移行するための活動に関する相談、各障害福祉サービス事業所への同行支援等を行う	596	323
	地域定着支援 <small>者</small>	常時、連絡体制を確保し障害の特性に起因して生じた緊急事態等における相談、障害福祉サービス事業所等と連絡調整など、緊急時の各種支援を行う	3,018	525

(注)1. 表中の「者」は「障害者」、「児」は「障害児」であり、利用できるサービスにマークを付している。

2. 利用者数及び施設・事業所数は平成29年12月サービス提供分の国保連データ。

自立訓練事業（生活訓練）

○ 対象者 ※対象者を限定していた施行規則を改正し、平成30年4月から障害の区別なく利用可能とした。
 （～平成30年3月）知的障害者、精神障害者 → （平成30年4月～）身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病患者等

地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定期間の訓練が必要な障害者（具体的には次のような例）

- ① 入所施設・病院を退所・退院した者であって、地域生活への移行を図る上で、生活能力の維持・向上等を目的とした訓練が必要な者
- ② 特別支援学校を卒業した者、継続した通院により症状が安定している者等であって、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などを目的とした訓練が必要な者 等

○ サービス内容

- 入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を実施
- 事業所に通う以外に、居宅を訪問し、日常生活動作能力の維持及び向上を目的とした訓練等を実施
- 標準利用期間(24ヶ月、長期入院者等の場合は36ヶ月)内で、自立した日常生活又は社会生活を営めるよう支援を実施

○ 主な人員配置

- サービス管理責任者 60:1以上
(1人は常勤)
- 生活支援員 6:1以上(1人は常勤)

○ 報酬単価（平成30年4月～）

■ 基本報酬			
通所による訓練		訪問による訓練	
利用定員20人以下	744単位	利用定員61～80人	606単位
“ 21～40人	664単位	“ 81人以上	570単位
“ 41～60人	631単位		
所要時間1時間未満の場合		248単位	
所要時間1時間以上の場合		570単位	
視覚障害者に対する専門的訓練の場合		732単位	
■ 主な加算			
個別計画訓練支援加算		就労移行支援体制加算	
社会福祉士・精神保健福祉士・公認心理師等が作成した個別訓練実施計画に基づいて、障害特性や生活環境等に応じた訓練を行った場合		19単位	
		自立訓練を受けた後、就労(一定の条件を満たす復職を含む)し、就労継続期間が6月以上の者が前年度において1人以上いる場合	
	利用定員20人以下	54単位	利用定員61～80人 9単位
	“ 21～40人	24単位	“ 81人以上 7単位
	“ 41～60人	13単位	

○ 事業所数 1,166(国保連平成29年12月実績)

○ 利用者数 12,443(国保連平成29年12月実績)

就労移行支援

○対象者

一般就労等を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じ、適性に合った職場への就労等が見込まれる障害者
 ※休職者については、所定の要件を満たす場合に利用が可能であり、復職した場合に一般就労への移行者となる。
 ※65歳に達する前5年間障害福祉サービスの支給決定を受けていた者で、65歳に達する前日において就労移行支援の支給決定を受けていた者は当該サービスについて引き続き利用することが可能。

○サービス内容

- 一般就労等への移行に向けて、事業所内での作業等を通じた就労に必要な訓練、適性に合った職場探し、就労後の職場定着のための支援等を実施
- 通所によるサービスを原則としつつ、個別支援計画の進捗状況に応じ、職場実習等によるサービスを組み合わせた支援を実施
- 利用者ごとに、標準期間(24ヶ月)内で利用期間を設定
 ※ 市町村審査会の個別審査を経て、必要性が認められた場合に限り、最大1年間の更新可能

○主な人員配置

- サービス管理責任者
- 職業指導員 } 6:1以上
- 生活支援員 } 6:1以上
- 就労支援員 → 15:1以上

○報酬単価（平成30年4月より定員規模別に加え、就職後6月以上定着した割合が高いほど高い基本報酬）

■基本報酬

<定員20人以下の場合>

改定前	改定後	
基本報酬	就職後6月以上定着率	基本報酬
804単位	5割以上	1,089単位/日
	4割以上5割未満	935単位/日
	3割以上4割未満	807単位/日
	2割以上3割未満	686単位/日
	1割以上2割未満	564単位/日
	0割超1割未満	524単位/日
	0	500単位/日

■主な加算

- 移行準備支援体制加算(Ⅰ)、(Ⅱ) 41、100単位
 ⇒Ⅰ：施設外支援として職員が同行し、企業実習等の支援を行った場合
 ⇒Ⅱ：施設外就労として、請負契約を結んだ企業内で業務を行った場合
- 就労支援関係研修修了加算 6単位
 ⇒就労支援関係の研修修了者を就労支援員として配置した場合
 ※H30年～見直し
- 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)、(Ⅱ)、(Ⅲ) 15、10、6単位
 ⇒Ⅰ：社会福祉士等資格保有者が常勤職員の35%雇用されている場合
 ⇒Ⅱ：社会福祉士等資格保有者が常勤職員の25%雇用されている場合
 ※H30～資格保有者に公認心理師、作業療法士を追加
 ⇒Ⅲ：常勤職員が75%以上又は勤続3年以上が30%以上の場合
- 食事提供体制加算、送迎加算、訪問加算等
 ⇒他の福祉サービスと共通した加算も一定の条件を満たせば算定可能



※上表以外に、あん摩等養成事業所である場合の設定、定員に応じた設定あり
 (21人以上40人以下、41人以上60人以下、61人以上80人以下、81人以上)

○事業所数 3, 398(国保連平成29年12月実績)

○利用者数 33, 493(国保連平成29年12月実績)

就労継続支援 A 型

○ 対象者

通常の事業所に雇用される事が困難であって、適切な支援により雇用契約に基づく就労が可能な障害者

※65歳に達する前5年間障害福祉サービスの支給決定を受けていた者で、65歳に達する前日において就労継続支援A型の支給決定を受けていた者は当該サービスについて引き続き利用することが可能。

○ サービス内容

- 通所により、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった者について、一般就労への移行に向けて支援
- 一定の範囲内で障害者以外の雇用が可能
- 多様な事業形態により、多くの就労機会を確保できるよう、障害者の利用定員10人からの事業実施が可能
- 利用期間の制限なし

○ 主な人員配置

- サービス管理責任者
- 職業指導員
生活支援員 } 10:1以上

○ 報酬単価（平成30年4月より定員規模別、人員配置別に加え、平均労働時間が長いほど高い基本報酬）

■ 基本報酬

<定員20人以下、人員配置7.5：1の場合>

改定前	改定後	
基本報酬	1日の平均労働時間	基本報酬
584単位	7時間以上	615単位/日
	6時間以上7時間未満	603単位/日
	5時間以上6時間未満	594単位/日
	4時間以上5時間未満	586単位/日
	3時間以上4時間未満	498単位/日
	2時間以上3時間未満	410単位/日
	2時間未満	322単位/日

■ 主な加算

賃金工賃達成指導員配置加算 15～70単位/日
※定員規模に応じた設定
※平成30年新設

就労移行支援体制加算 5～42単位/日
※定員、職員配置、一般就労へ移行し6月以上定着した者の数に応じた設定
※H30～見直し

福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)、(Ⅱ)、(Ⅲ) 15、10、6単位
⇒Ⅰ：社会福祉士等資格保有者が常勤職員の35%雇用されている場合
⇒Ⅱ：社会福祉士等資格保有者が常勤職員の25%雇用されている場合
※H30～資格保有者に公認心理師を追加
⇒Ⅲ：常勤職員が75%以上又は勤続3年以上が30%以上の場合

食事提供体制加算、送迎加算、訪問加算等
⇒他の福祉サービスと共通した加算も一定の条件を満たせば算定可能



※上表以外に、人員配置10:1である場合の設定、定員に応じた設定あり
(21人以上40人以下、41人以上60人以下、61人以上80人以下、81人以上)

○ 事業所数 3,768(国保連平成29年12月実績)

○ 利用者数 68,801(国保連平成29年12月実績)

就労継続支援B型

○ 対象者

就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない者や、一定年齢に達している者などであって、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される障害者

- ① 企業等や就労継続支援事業(A型)での就労経験がある者であって、年齢や体力の面で雇用されることが困難となった者
- ② 50歳に達している者または障害基礎年金1級受給者
- ③ ①及び②に該当しない者であって、就労移行支援事業者によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている者

○ サービス内容

- 通所により、就労や生産活動の機会を提供(雇用契約は結ばない)するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった者は、一般就労等への移行に向けて支援
- 平均工賃が工賃控除程度の水準(月額3,000円程度)を上回ることを事業者指定の要件とする
- 事業者は、平均工賃の目標水準を設定し、実績と併せて都道府県知事へ報告、公表
- 利用期間の制限なし

○ 主な人員配置

- サービス管理責任者
- 職業指導員
生活支援員 } 10:1以上

○ 報酬単価 (平成30年4月より定員規模別、人員配置別に加え、平均工賃月額が高いほど高い基本報酬)

■ 基本報酬

<定員20人以下、人員配置7.5:1の場合>

改定前	改定後	
基本報酬	平均工賃月額	基本報酬
584単位	4.5万円以上	645単位/日
	3万円以上4.5万円未満	621単位/日
	2.5万円以上3万円未満	609単位/日
	2万円以上2.5万円未満	597単位/日
	1万円以上2万円未満	586単位/日
	5千円以上1万円未満	571単位/日
	5千円未満	562単位/日

■ 主な加算

就労移行支援体制加算 5~42単位/日
 ※定員、職員配置、一般就労へ移行し6月以上定着した者の数に応じた設定
 ※H30~見直し

施設外就労加算 100単位/日
 ⇒ 一定の基準を満たし、企業内等で作業を行った場合

福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)、(Ⅱ)、(Ⅲ) 15、10、6単位
 ⇒Ⅰ:社会福祉士等資格保有者が常勤職員の35%雇用されている場合
 ⇒Ⅱ:社会福祉士等資格保有者が常勤職員の25%雇用されている場合
 ※H30~資格保有者に公認心理師を追加
 ⇒Ⅲ:常勤職員が75%以上又は勤続3年以上が30%以上の場合

食事提供体制加算、送迎加算、訪問加算等
 ⇒ 他の福祉サービスと共通した加算も一定の条件を満たせば算定可能



※上表以外に、人員配置10:1である場合の設定、定員に応じた設定あり
 (21人以上40人以下、41人以上60人以下、61人以上80人以下、81人以上)

○ 事業所数

11,422(国保連平成29年12月実績)

○ 利用者数

236,487(国保連平成29年12月実績)

(参考) 障害者総合支援法における就労系障害福祉サービス

	就労移行支援事業 (規則第6条の9)	就労継続支援A型事業 (規則第6条の10第1項)	就労継続支援B型事業 (規則第6条の10第2項)	就労定着支援事業 (規則第6条の10)
事業概要	<p>通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる者に対して、①生産活動、職場体験等の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、②求職活動に関する支援、③その適性に応じた職場の開拓、④就職後における職場への定着のために必要な相談等の支援を行う。</p> <p>(標準利用期間: 2年)</p> <p>※ 必要性が認められた場合に限り、最大1年間の更新可能</p>	<p>通常の事業所に雇用されることが困難であり、雇用契約に基づく就労が可能である者に対して、雇用契約の締結等による就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行う。</p> <p>(利用期間: 制限なし)</p>	<p>通常の事業所に雇用されることが困難であり、雇用契約に基づく就労が困難である者に対して、就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う。</p> <p>(利用期間: 制限なし)</p>	<p>就労移行支援、就労継続支援、生活介護、自立訓練の利用を経て、通常の事業所に新たに雇用され、就労移行支援等の職場定着の義務・努力義務である6月を経過した者に対して、就労の継続を図るために、障害者を雇用した事業所、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整、障害者が雇用されることに伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言その他の必要な支援を行う。</p> <p>(利用期間: 3年)</p>
対象者	<p>① 企業等への就労を希望する者</p> <p>※平成30年4月から、65歳以上の者も要件を満たせば利用可能。</p>	<p>① 移行支援事業を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった者</p> <p>② 特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった者</p> <p>③ 就労経験のある者で、現に雇用関係の状態にない者</p> <p>※平成30年4月から、65歳以上の者も要件を満たせば利用可能。</p>	<p>① 就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者</p> <p>② 50歳に達している者又は障害基礎年金1級受給者</p> <p>③ ①及び②に該当しない者で、就労移行支援事業者等によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている者</p>	<p>① 就労移行支援、就労継続支援、生活介護、自立訓練の利用を経て一般就労へ移行した障害者で、就労に伴う環境変化により生活面・就業面の課題が生じている者であって、一般就労後6月を経過した者</p>
報酬単価	<p>500～1,089単位/日 <定員20人以下の場合></p> <p>※定員規模に応じた設定</p> <p>※就職後6月以上の定着率が高いほど高い報酬</p>	<p>322～615単位/日 <定員20人以下、人員配置7.5:1の場合></p> <p>※利用定員、人員配置に応じた設定</p> <p>※平均労働時間が長いほど高い報酬</p>	<p>562～645単位/日 <定員20人以下、人員配置7.5:1の場合></p> <p>※利用定員、人員配置に応じた設定</p> <p>※平均工賃月額が高いほど高い報酬</p>	<p>1,040～3,200単位/月 <定員20人以下の場合></p> <p>※利用者数に応じた設定</p> <p>※就労定着率(過去3年間の就労定着支援の総利用者数のうち前年度末時点の就労定着者数)が高いほど高い報酬</p>
事業所数	<p>3,398事業所 (国保連データ平成29年12月)</p>	<p>3,768事業所 (国保連データ平成29年12月)</p>	<p>11,422事業所 (国保連データ平成29年12月)</p>	-
利用者数	<p>33,493人 (国保連データ平成29年12月)</p>	<p>68,801人 (国保連データ平成29年12月)</p>	<p>236,487人 (国保連データ平成29年12月)</p>	-

地域生活支援事業等について

(障害者総合支援法第77条・第77条の2・第78条)

【事業の目的】

障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、**地域の特性や利用者の状況に応じ、実施主体である市町村等が柔軟な形態により事業を計画的に実施。**

【事業の性格】

- (1) 事業の実施主体である市町村等が、地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に実施することにより、効果的・効率的な事業実施が可能である事業
 - [地域の特性] 地理的条件や社会資源の状況
 - [柔軟な形態] ①委託契約、広域連合等の活用
 - ②突発的なニーズに臨機応変に対応が可能
 - ③個別給付では対応できない複数の利用者への対応が可能
- (2) 地方分権の観点から、地方が自主的に取り組む事業（事業の実施内容は地方が決定）
- (3) 生活ニーズに応じて個別給付と組み合わせて利用することも可能。
- (4) さらに、国として促進すべき事業については特別枠に位置づけ、一定の補助を確保し、質の高い事業実施を図る。

【財源】

補助金（一部交付税措置あり）※市町村等の事業全体に補助する統合補助金として補助

【都道府県事業】 国1/2以内で補助

【市町村事業】

国1/2以内、都道府県1/4以内で補助

※促進事業は、国1/2又は定額（10/10相当）で補助

平成30年度地域生活支援事業一覧①

市 町 村 事 業

1 理解促進研修・啓発事業

2 自発的活動支援事業

3 相談支援事業

- (1) 障害者相談支援事業《交付税》
- (2) 基幹相談支援センター等機能強化事業
- (3) 住宅入居等支援事業（居住サポート事業）

4 成年後見制度利用支援事業

5 成年後見制度法人後見支援事業

6 意思疎通支援事業

7 日常生活用具給付等事業

8 手話奉仕員養成研修事業

9 移動支援事業

10 地域活動支援センター

- (1) 地域活動支援センター基礎的事業《交付税》
- (2) 地域活動支援センター機能強化事業

11 任意事業

【日常生活支援】

- (1) 福祉ホームの運営
- (2) 訪問入浴サービス
- (3) 生活訓練等
- (4) 日中一時支援
- (5) 地域移行のための安心生活支援
- (6) 巡回支援専門員整備
- (7) 相談支援事業所等（地域援助事業者）における退院支援体制確保
- (8) 協議会における地域資源の開発・利用促進等の支援

【社会参加支援】

- (1) レクリエーション活動等支援
- (2) 芸術文化活動振興
- (3) 点字・声の広報等発行
- (4) 奉仕員養成研修
- (5) 複数市町村における意思疎通支援の共同実施促進
- (6) 自動車運転免許取得・改造助成《交付税》

【就業・就労支援】

- (1) 盲人ホームの運営
- (2) 更生訓練費給付《交付税》
- (3) 知的障害者職親委託

12 障害支援区分認定等事務《交付税》

注) 下線は必須事業

平成30年度地域生活支援事業一覧②

都道府県事業

1 専門性の高い相談支援事業

- (1) 発達障害者支援センター運営事業
- (2) 高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業
- (3) 障害児等療育支援事業《交付税》

2 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業

- (1) 手話通訳者・要約筆記者養成研修事業
- (2) 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業
- (3) 失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業

3 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業

- (1) 手話通訳者・要約筆記者派遣事業
- (2) 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業

4 意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業

5 広域的な支援事業

- (1) 都道府県相談支援体制整備事業
- (2) 精神障害者地域生活支援広域調整等事業
- (3) 発達障害者支援地域協議会による体制整備事業

6 サービス・相談支援者、指導者育成事業

- (1) 障害支援区分認定調査員等研修事業
- (2) 相談支援従事者研修事業
- (3) サービス管理責任者研修事業
- (4) 居宅介護従事者等養成研修事業
- (5) 身体障害者・知的障害者相談員活動強化事業
- (6) 音声機能障害者発声訓練指導者養成事業
- (7) 精神障害関係従事者養成研修事業
- (8) 精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修事業

7 任意事業

【日常生活支援】

- (1) 福祉ホームの運営
- (2) オストメイト（人工肛門、人工膀胱造設者）社会適応訓練
- (3) 音声機能障害者発声訓練
- (4) 児童発達支援センター等の機能強化等
- (5) 矯正施設等を退所した障害者の地域生活への移行促進
- (6) 医療型短期入所事業所開設支援
- (7) 障害者の地域生活の推進に向けた体制強化支援事業

【社会参加支援】

- (1) 手話通訳者設置
- (2) 字幕入り映像ライブラリーの提供
- (3) 点字・声の広報等発行
- (4) 点字による即時情報ネットワーク
- (5) 障害者ITサポートセンター運営
- (6) パソコンボランティア養成・派遣
- (7) 都道府県障害者社会参加推進センター運営
- (8) 奉仕員養成研修
- (9) レクリエーション活動等支援
- (10) 芸術文化活動振興
- (11) サービス提供者情報提供等
- (12) 地域における障害者自立支援機器の普及促進
- (13) 視覚障害者用地域情報提供
- (14) 企業CSR連携促進

【就業・就労支援】

- (1) 盲人ホームの運営
- (2) 重度障害者在宅就労促進（バーチャル工房支援）
- (3) 一般就労移行等促進
- (4) 障害者就業・生活支援センター体制強化等

【重度障害者に係る市町村特別支援】

注)下線は必須事業

平成30年度地域生活支援促進事業一覧 (国として推進すべき事業)

市 町 村 事 業

- | | |
|---------------------|----------------------|
| 1 発達障害児者地域生活支援モデル事業 | 4 発達障害児者及び家族等支援事業 |
| 2 障害者虐待防止対策支援事業 | 5 重度訪問介護利用者の大学修学支援事業 |
| 3 成年後見制度普及啓発事業 | |

都 道 府 県 事 業

- | | |
|-------------------------------|---------------------------------|
| 1 発達障害児者地域生活支援モデル事業 | 13 成年後見制度普及啓発事業 |
| 2 かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業 | 14 アルコール関連問題に取り組む民間団体支援事業 |
| 3 発達障害者支援体制整備事業 | 15 薬物依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業 |
| 4 障害者虐待防止対策支援事業 | 16 ギャンブル等依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業 |
| 5 障害者就業・生活支援センター事業 | 17 「心のバリアフリー」推進事業 |
| 6 工賃向上計画支援等事業（※） | 18 身体障害者補助犬育成促進事業 |
| 7 就労移行等連携調整事業 | 19 発達障害児者及び家族等支援事業 |
| 8 障害者芸術・文化祭開催事業（※） | 20 発達障害専門医療機関ネットワーク構築事業 |
| 9 障害者芸術・文化祭のサテライト開催事業 | 21 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業 |
| 10 医療的ケア児等コーディネーター養成研修等事業 | |
| 11 強度行動障害支援者養成研修事業（基礎研修、実践研修） | |
| 12 障害福祉従事者の専門性向上のための研修受講促進事業 | |
- （※）定額（10/10相当）補助を含む。

Ⅲ 障害者福祉について②

(障害者の芸術文化活動支援)

障害者の芸術文化活動に関する予算（H30年度・厚生労働省）

1. 障害者芸術文化活動普及支援事業

〔平成30年度予算額〕 212,500千円（平成29年度予算額 202,670千円）

〔事業内容等〕

「障害者の芸術活動支援モデル事業」(平成26～28年度実施)で培った支援ノウハウを全国展開することにより、障害者の芸術文化活動(美術、演劇、音楽等)の更なる振興を図る。平成29年度以降は、美術活動のみならず、演劇、音楽等の舞台芸術活動に対する支援体制の充実を図る。

- (1) 都道府県レベルにおける活動支援(県内の相談支援、人材育成等)
- (2) ブロックレベルにおける広域支援(実施県・未実施県の支援、ブロック研修等)
- (3) 全国レベルにおける支援(全国の情報収集・発信、ネットワーク体制の構築等)

〔実施主体〕 (1) 都道府県※ (2)(3) 社会福祉法人、NPO法人等
〔補助率〕 (1) 都道府県 1/2 (2)(3) 社会福祉法人等 定額(10/10相当)
※事業の全部または一部を団体への補助等により実施することも可能。

2. 全国障害者芸術・文化祭の開催

〔平成30年度予算額〕 70,500千円（平成29年度予算額 45,000千円）

〔事業内容等〕

※ 地域生活支援促進事業

① 全国障害者芸術・文化祭開催事業

文芸、美術、音楽、演劇等の分野で構成する全国障害者芸術・文化祭の開催に要する経費に対する補助を行う。

※ 平成30年10月6日～11月25日 大分県で開催予定

② 開催県におけるコーディネーターの配置

開催県が主体となって、各地域でサテライト開催する障害者の芸術・文化祭と連携・連動した大会とするため、開催県にコーディネーターの配置等を行うことにより、全国が一体となって障害者の芸術文化活動の振興を図っていくための体制の構築を図る。

3. 障害者芸術・文化祭のサテライト開催事業

〔平成30年度予算額〕 地域生活支援促進事業（42億円）の内数

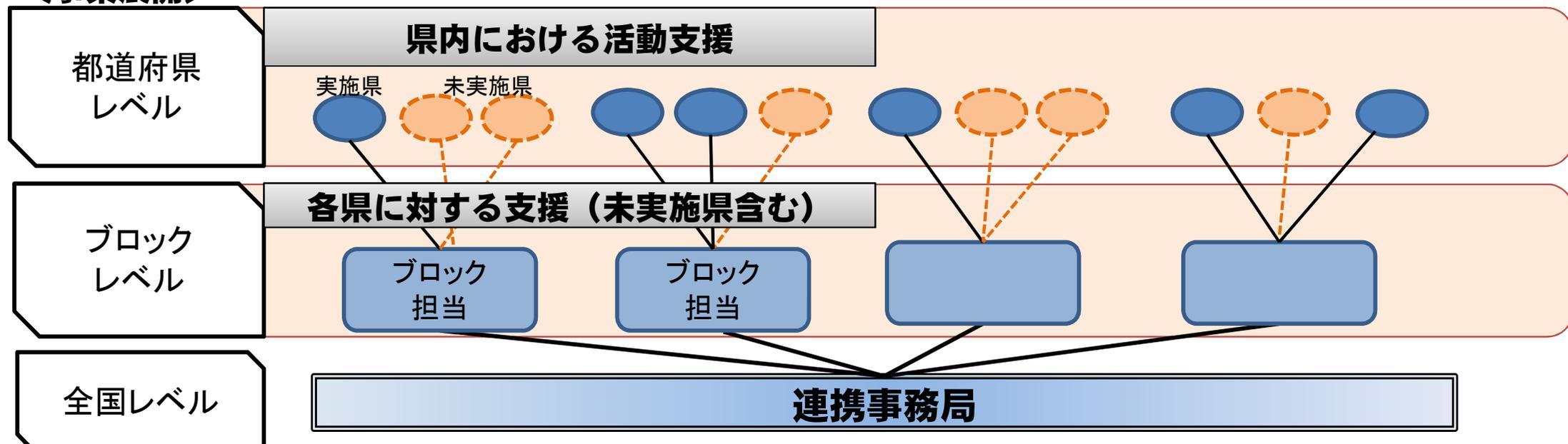
〔事業内容等〕

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における文化プログラムに向けて、障害者芸術の全国における裾野の拡大や一般国民も交えた参加機会の拡充を図るため、平成30年度大分県で開催する全国芸術・文化祭と連動して、地方都市においてサテライト型の芸術・文化祭を実施する。

〔実施主体〕 都道府県(全国障害者芸術・文化祭の開催県以外の都道府県)

〔補助率〕 1/2

＜事業展開＞



＜各レベルの事業内容＞

	(1) 都道府県レベル	(2) ブロックレベル	(3) 全国レベル
事業内容	障害者の芸術文化活動（美術、演劇、音楽等）を行う事業所を支援する「支援センター」を設置し、次の事業を行う。	各支援センターをブロック単位で支援する「広域センター」を設置し、次の事業を行う。	全国の支援センター及び広域センターを横断的に支援する「連携事務局」を設置し、次の事業を行う。
	ア 都道府県内における事業所等に対する相談支援（支援方法、権利の保護、鑑賞支援等）	ア 都道府県の支援センターに対する支援（支援センターへ関係機関や専門機関の紹介、アドバイス等）	ア 広域センター等に対する支援（広域センターや支援センターへ関係機関や専門家の紹介、アドバイス等）
	イ 芸術文化活動を支援する人材の育成等	イ 支援センター未設置都道府県の事業所等に対する支援	イ 全国連絡会議の実施
	ウ 関係者のネットワークづくり	ウ 芸術文化活動に関するブロック研修開催	ウ 全国の情報収集・発信、ネットワーク体制の構築
	エ 発表等の機会の創出	エ ブロック内の連携の推進	エ 成果報告とりまとめ、公表等
	オ 情報収集・発信（都道府県内の実態把握、情報発信）	オ 発表等の機会の創出	オ 障害者団体、芸術団体等との連携

IV 障害者雇用について

障害者雇用対策について

① 障害者の雇用義務関連

○ 障害者雇用率制度

事業主に対し、従業員的一定割合(＝法定雇用率)以上の障害者の雇用を義務付け

	法定雇用率
民間企業	2.2%
国、地方自治体	2.5%
都道府県等の教育委員会	2.4%

※平成33年3月より前に、それぞれ0.1%引き上げ。

○ 障害者雇用納付金制度

事業主間の経済的負担を調整するため、法定雇用率を満たしていない企業(常用労働者100人超)から納付金を徴収し、障害者を多く雇用している事業主に対して調整金等を支給



※納付金を納付したとしても雇用義務は免除されない。

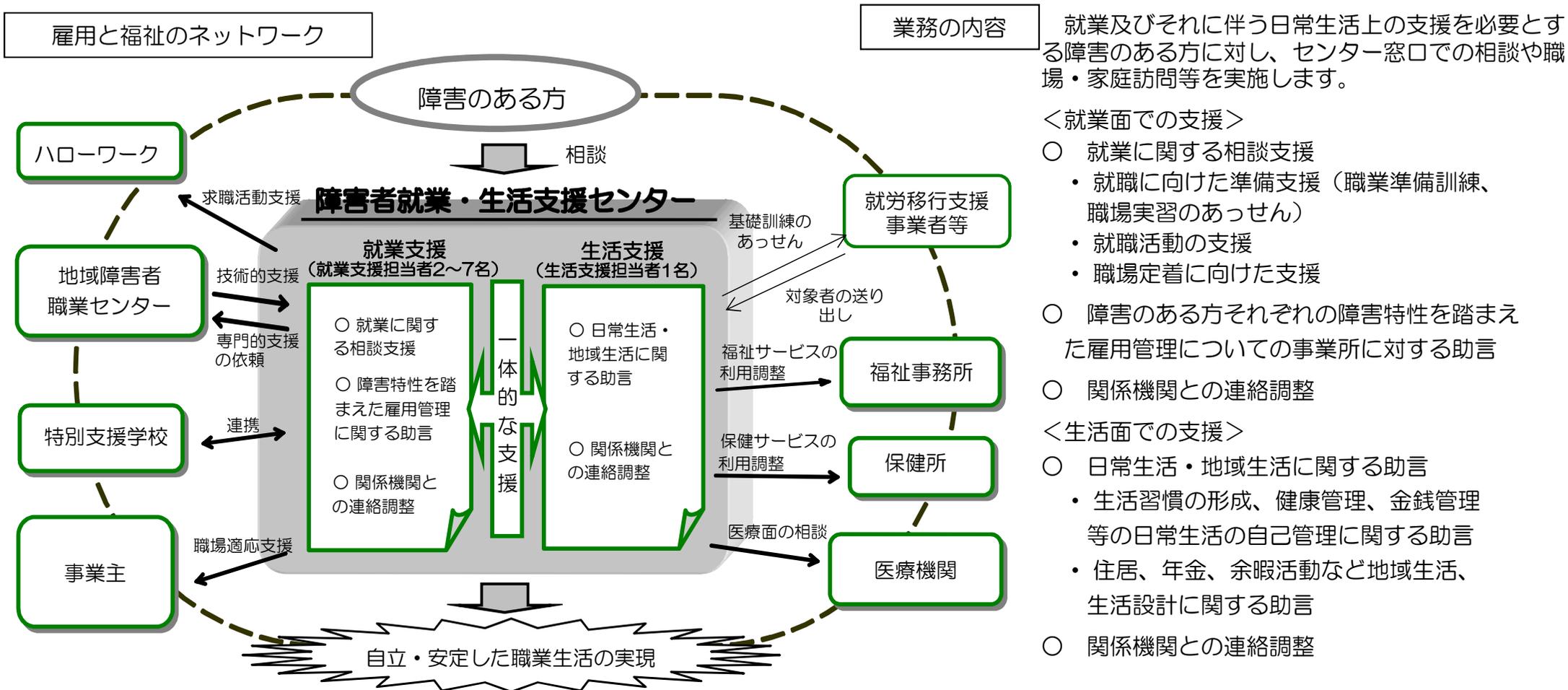
② 職業紹介・地域就労支援

- ハローワーク 544ヶ所<産業や人口の集積地域であることや利用者の利便性等を総合的に勘案して設置>
… 障害者の態様に応じた職業紹介、職業指導、求人開拓等を実施
- 障害者就業・生活支援センター 334ヶ所<障害福祉圏域単位で設置(平成30年4月時点)>
… 身近な地域において、就業面と生活面の一体的な相談・支援を実施
- 地域障害者職業センター 52ヶ所<各都道府県に1ヶ所+5ヶ所の支所>
… 専任カウンセラーによる専門的な支援(職業評価、準備訓練、ジョブコーチ等)を実施

障害者就業・生活支援センター

障害者の身近な地域においては、就業面と生活面の一体的な相談・支援を行う
「障害者就業・生活支援センター」の設置を拡充

21センター（14年5月事業開始時） → 334センター（30年4月現在）



【28年度実績】 支援対象者数 166,635人
 定着率 78.1%（1年）（身体78.9%、知的83.2%、精神71.5%）

地域障害者職業センターの概要

- 地域障害者職業センターは、公共職業安定所等の地域の就労支援機関との密接な連携のもと、障害者に対する専門的な職業リハビリテーションを提供する施設として、全国47都道府県(ほか支所5か所)に設置。
- 障害者一人ひとりのニーズに応じて、職業評価、職業指導、職業準備訓練及び職場適応援助等の各種の職業リハビリテーションを実施するとともに、事業主に対して、雇用管理に関する専門的な助言その他の支援を実施。

○ 職業評価

就職の希望などを把握した上で、職業能力等を評価し、それらを基に就職して職場に適応するために必要な支援内容・方法等を含む、個人の状況に応じた職業リハビリテーション計画を策定。

○ 職業準備支援

ハローワークにおける職業紹介、ジョブコーチ支援等の就職に向かう次の段階に着実に移行させるため、センター内での作業体験、職業準備講習、社会生活技能訓練を通じて、基本的な労働習慣の体得、作業遂行力や職業能力の向上、コミュニケーション能力・対人対応力の向上を支援。

○ 職場適応援助者(ジョブコーチ)支援事業

障害者の円滑な就職及び職場適応を図るため、事業所にジョブコーチを派遣し、障害者及び事業主に対して、雇用の前後を通じて障害特性を踏まえた直接的、専門的な援助を実施。

○ 精神障害者総合雇用支援

精神障害者及び事業主に対して、主治医等の医療関係者との連携の下、精神障害者の新規雇入れ、職場復帰、雇用継続のための様々な支援ニーズに対して、専門的・総合的な支援を実施。

○ 事業主に対する相談・援助

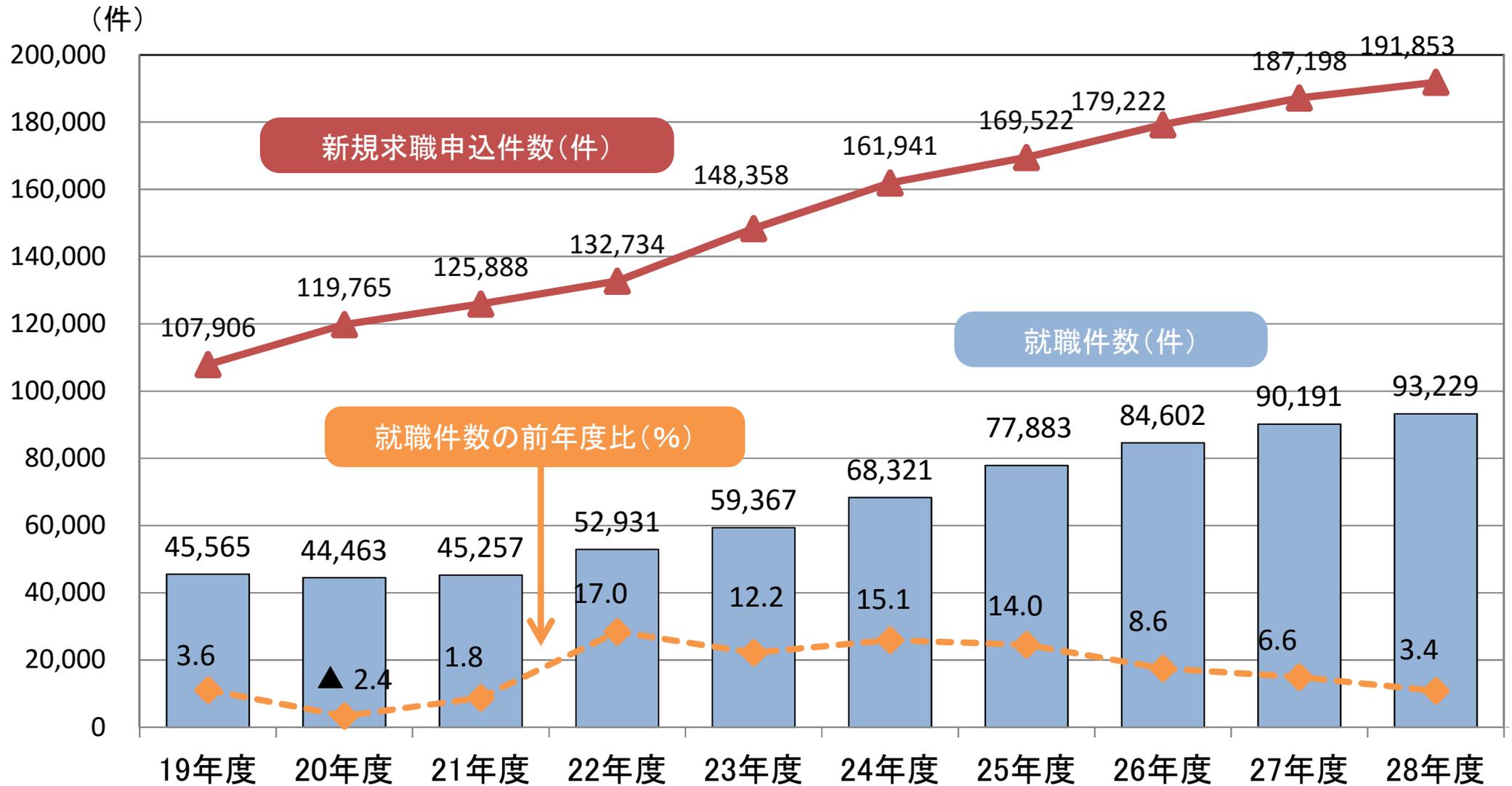
事業主に対して、障害者の従事しやすい職務の設計、わかりやすい指導の方法などを、雇入れの段階から定着に至るまで一貫して実施。

○ 地域の関係機関に対する職業リハビリテーションに関する助言・援助等の実施

障害者就業・生活支援センターその他の関係機関や事業主に対し、職業リハビリテーションに関する助言・援助を行うほか、関係機関の職員等の知識・技術等の向上に資するため、マニュアルの作成や研修等を実施。

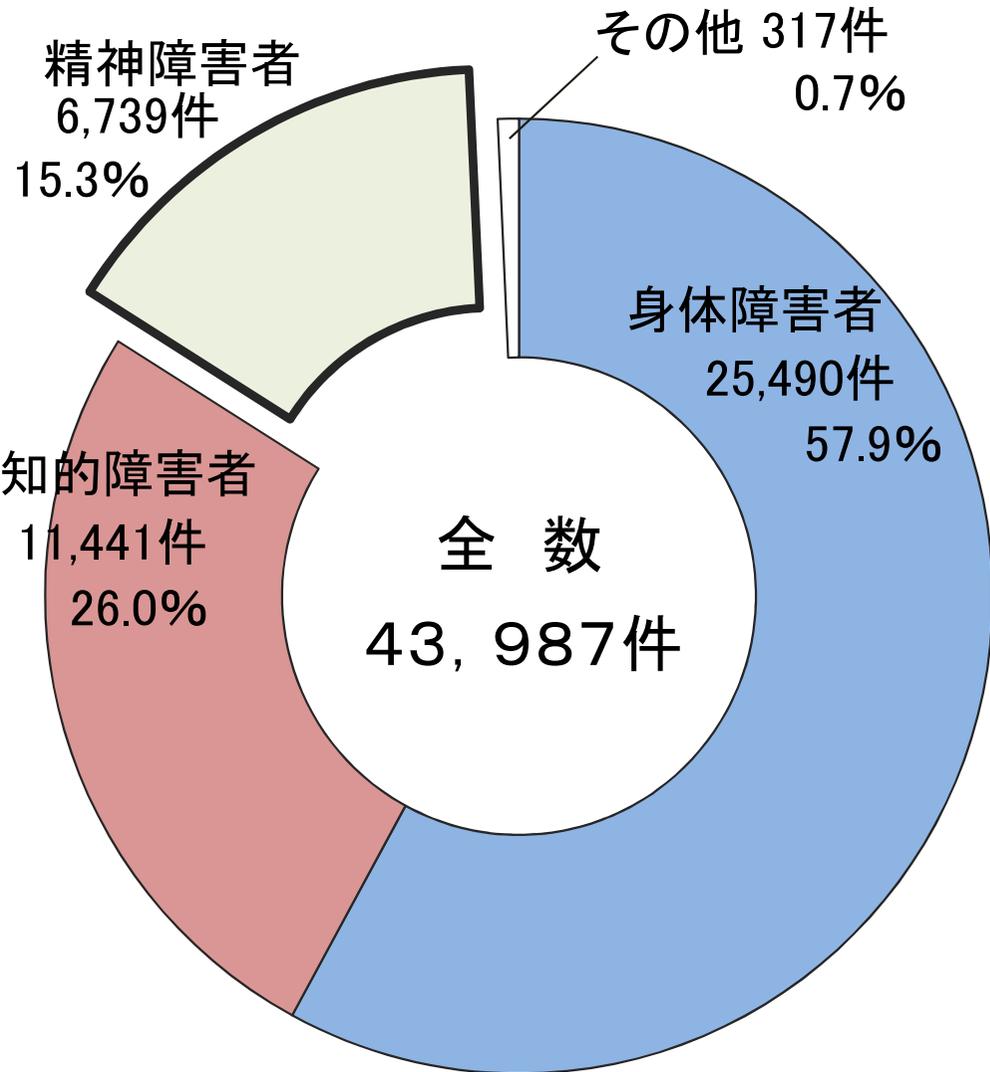
ハローワークにおける障害者の職業紹介状況①

- 2016年度の就職件数・新規求職者数は、前年度から更に増加。
- 就職件数は93,229件と8年連続で増加。

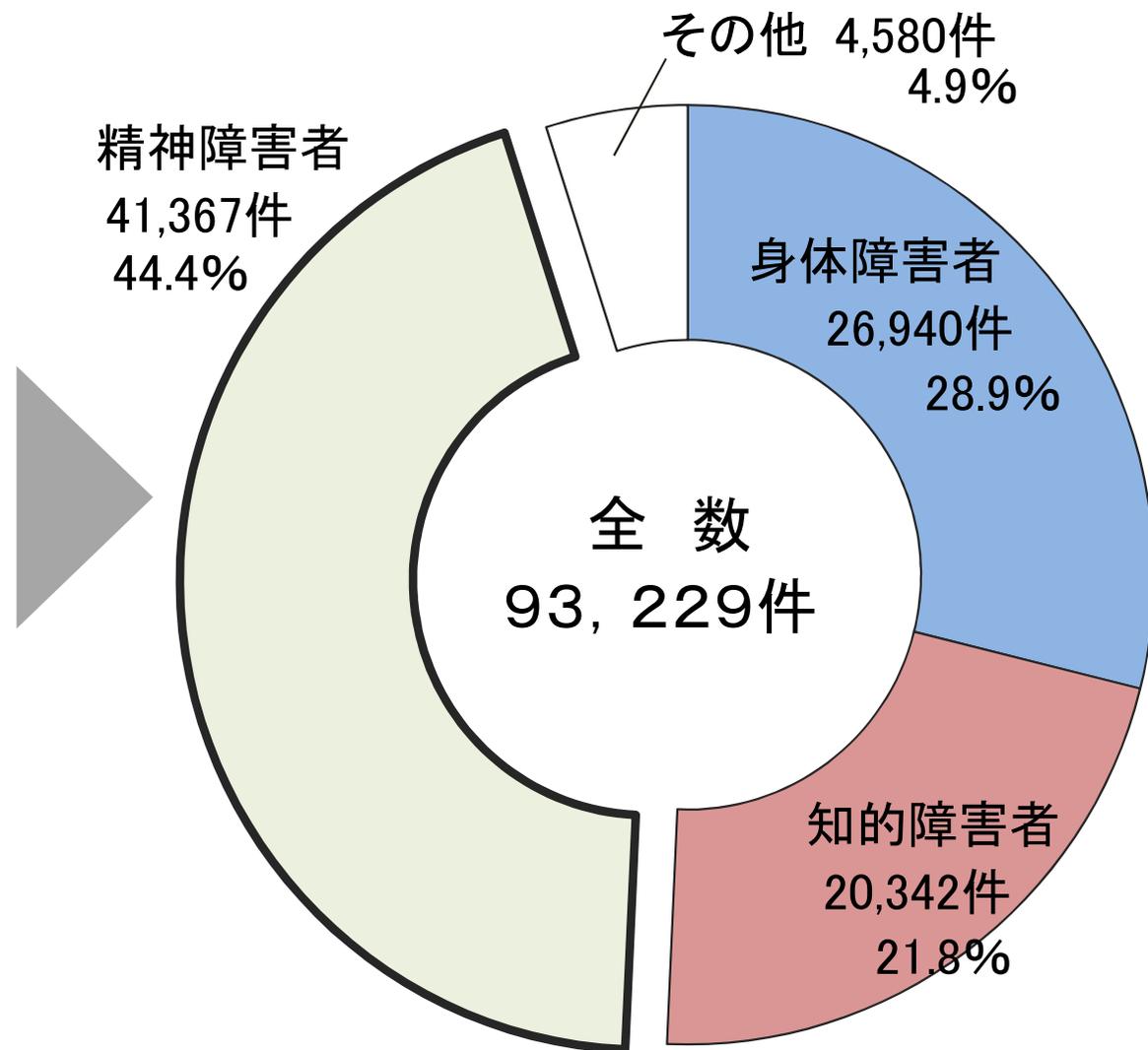


ハローワークにおける職業紹介状況②(就職件数)

平成18年度



平成28年度



企業と障害者やその保護者、就労支援機関・特別支援学校・大学・医療機関等の教職員等の企業での就労に対する不安感等を払拭させるとともに、企業での就労への理解促進を図るため、地域のニーズを踏まえて、①企業への就労理解の促進、②障害者に対する職場実習の推進、③企業と福祉分野との連携の促進 を実施する。

都道府県労働局による事業計画の策定

- 地域の関係機関による雇用移行推進連絡会議を設置し、意見を聴取
- 地域の状況・ニーズを踏まえた、事業の効率的、効果的な実施に係る企画立案

都道府県労働局による事業の実施

企業就労理解促進事業

- 就労支援機関、特別支援学校、大学等、医療機関等を対象とした就労支援セミナー
- 障害者・保護者、就労支援機関、特別支援学校・大学等の職員、企業の人事担当者等を対象とした事業所見学会
- 障害者就労アドバイザーによる助言

一般雇用の理解促進

職場実習推進

- 職場実習に協力する事業所の情報収集
- 関係機関へ実習協力事業所の情報を提供
- 実習協力事業所への受入依頼
- 実習者の損害保険手続き、協力事業所への謝金支払、実習指導員の派遣
- 職場実習のための合同面接会の実施
- 障害者雇用ゼロ企業に特化したバスツアー等の実施

職場実習の推進

福祉分野との連携促進

- 障害者雇用が進まない事業主に対して、地域内の就労移行支援所との面談会を実施し、障害者雇用に係る支援等を共有
- 就労移行支援事業所に関する情報発信
- 就労移行支援事業所の見学会

企業と福祉の連携促進

※就職支援コーディネーター(一般雇用移行分)(計47名)を配置

障害者の多様なニーズに応じた委託訓練の概要

ハローワーク求職障害者の就職を実現する等のため、国と都道府県とが委託契約を結び都道府県が事業の実施主体となって、企業、社会福祉法人、NPO法人、民間教育訓練機関等の多様な訓練委託先を活用し、障害者が住む身近な地域で多様な職業訓練を実施することにより、障害者の職業能力の開発・向上を図る。

厚生労働省

委託契約

都道府県（職業能力開発校・障害者職業能力開発校）

委託契約

委託訓練実施機関（民間団体）

<委託先> 企業 社会福祉法人 NPO法人 民間教育訓練機関

<対象者> 障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第1号に規定する障害者
・ 障害者手帳を有する者
・ 医師の診断書や意見書等により障害を有することが確認できる者

<訓練内容>
○ 訓練期間：原則3月以内・月100時間が標準
○ 委託費：原則訓練受講生1人当たり月6万円又は9万円が上限

<訓練コース>
① 知識・技能習得訓練コース（知識・技能の習得） ※障害者向けデュアルシステムも実施可能
② 実践能力習得訓練コース（企業等の現場を活用した実践的な職業能力の開発・向上）
③ e-ラーニングコース（訓練施設へ通所困難者等を対象としてIT技能等の習得）
④ 特別支援学校早期訓練コース（内定を得られない生徒を対象として、在学中から実践的な職業能力の開発・向上）
⑤ 在職者訓練コース（雇用継続に資する知識・技能の習得）

職業能力開発促進法
第15条の7第3項に基づき実施



障害者団体

特別支援学校

福祉・医療・保健機関

労働局・ハローワーク

障害者

求職
申込み

受講
あっせん

訓練修了

就職

職業相談

ハローワーク

職業紹介

企業